

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ届出者等が 沖縄市において利用可能な行政サービス一覧

(令和8年2月時点)

制度・サービスの名称	対象・適用内容	証明書の提示・提出の要否	お問い合わせ先	詳細
1 公営住宅への申込み	同居できる対象にパートナーやその家族も含めることができる。	必要	住まい建築課 代表 098-939-1212 (内線:2684)	直接担当までお問い合わせください。
2 罹災証明書の申請	パートナーも申請できる。	不要	市民生活課 代表 098-939-1212 (内線:2298)	直接担当までお問い合わせください。
3 災害見舞金の申請	パートナーも見舞金の支給対象となる。	不要	市民生活課 代表 098-939-1212 (内線:2298)	直接担当までお問い合わせください。
4 保育所の入所申込み・送迎	生計同一の子がいる場合、パートナーも入所申込み・送迎ができる。	不要	保育・幼稚園課 098-939-1215	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k027-003/kosodate/hoikuen/nyuusho/p00009.html
5 就学援助の申請	生計同一の子がいる場合、パートナーも申請できる。	必要	学務課 098-937-6602	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k066/contents/p00002.html
6 親子手帳の交付	妊婦本人に交付できない場合、パートナーも交付を受けられる。 ※委任状と代理人ご本人が確認できる物により代理申請することができる。	不要	子ども相談・健康課 代表 098-939-1212	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k029-005/kosodate/ninshinshussan/boshikenkoutecho/1439.html
7 出産準備教室への参加	パートナーも参加できる。	不要	子ども相談・健康課 代表 098-939-1212	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k029-005/kosodate/ninshinshussan/ninsanfushien/203.html
8 住民票の記載	世帯主との続柄記載を「縁故者」とすることができる。	必要	市民課 代表 098-939-1212 (内線:3119)	直接担当までお問い合わせください。
9 国民健康保険制度(申請、相談)	住民票上の同一世帯であれば、申請、相談が行えます。別世帯のパートナーが代理人となる場合は、委任状と本人確認書類が必要です。	不要	国民健康保険課 代表 098-939-1212 資格・賦課に関する事(内線:2116) 納付に関する事(内線:2119) 給付に関する事(内線:2112)	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/kokuho/index.html
10 後期高齢者医療制度(申請、相談)	住民票上の同一世帯であれば、申請、相談が行えます。別世帯のパートナーが代理人となる場合は、委任状と本人確認書類が必要です。	不要	国民健康保険課 代表 098-939-1212 (内線:2101・2118)	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kenkou/koureisha/koureishairyou/index.html

11	要介護認定の申請	パートナーも申請できる。 ※被保険者の介護保険被保険者証の提出は必要。	不要	介護保険課 代表 098-939-1212 (内線:3167)	直接担当までお問い合わせください。
12	家族介護用品給付の申請	在宅で高齢者を介護している家族等で、以下の要件をすべて満たしていれば申請可。 (要件) ①沖縄市に住民票を有する方 ②介護保険認定が「要介護4」又は「要介護5」 ③世帯員全員が市県民税非課税(生活保護世帯を除く) ④在宅で介護を受けている。 ※要件を確認する為、サービス利用表、介護保険証が必要	不要	介護保険課 代表 098-939-1212 (内線:2194)	直接担当までお問い合わせください。
13	認知症高齢者等あんしん登録の申請	認知症により行方不明になる不安を感じている方の支援の登録、ご家族等が申請可。	不要	介護保険課 代表 098-939-1212 (内線:3091)	直接担当までお問い合わせください。